

令和8年8月千葉豪雨

被災された方へ

支援情報のまとめ



令和 8 年 8 月千葉豪雨により被災された方へ

～支援情報のまとめ～



項 目	担当課	QR	ページ
罹災証明書等の交付について	課税課		1～4
災害ごみの排出について	環境課		5
被災住宅の応急修理について	建築宅地課		6
浸水した家屋周囲の消毒について	健康課		7
後片付けのお手伝いについて	白井市災害ボランティアセンター(白井市社会福祉協議会)		8
災害見舞金について	社会福祉課		9～10
災害援護資金貸付事業について			
下水道使用料の減免について	上下水道課		11
国民保険税の減免措置について	保険年金課		12～13
災害による一部負担金の免除・減額・徴収猶予について			
ストーマ装具保有者への支援について	障害福祉課		14

罹災証明書等の交付について

市では、台風や地震などの災害を受けた方に対し、「罹災証明書」または「罹災届出証明書」の交付をしています。

○罹災証明書

住家等の被害が災害によるものと確認できる場合に、発行する証明書です。
(罹災物件が住家の場合のみで、損害の程度が記載されます)

○罹災届出証明書

災害により資産等の被害(自動車・機械類など)があったという届出がされた旨を証明する書類で、住家以外の罹災をする場合や、災害との因果関係の証明が困難な場合に、罹災届出証明書を発行します。
(損害の程度は記載されません)

※落雷の場合、損害の状況が外観から判断できにくいことから証明書の発行等は行っておりません。

【申請場所】

白井市役所 課税課 固定資産税係(本庁舎2階23番窓口)

【申請書類】

- ① 必要事項を記入した罹災証明書等交付申請書
- ② 被害状況の分かる写真(外壁、内壁、屋根等被害箇所の遠近写真)
- ③ 位置図(住宅地図など)
- ④ 本人確認書類(同一世帯でない人が申請にくる場合は委任状が必要です)

【問い合わせ】

課税課 固定資産税係
電話:047-401-4586
FAX:047-491-3554

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

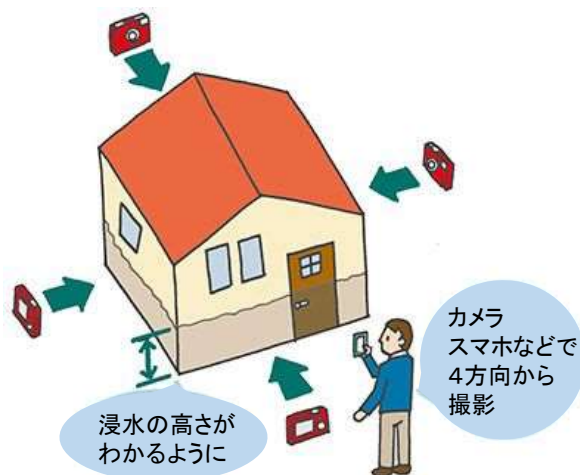
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

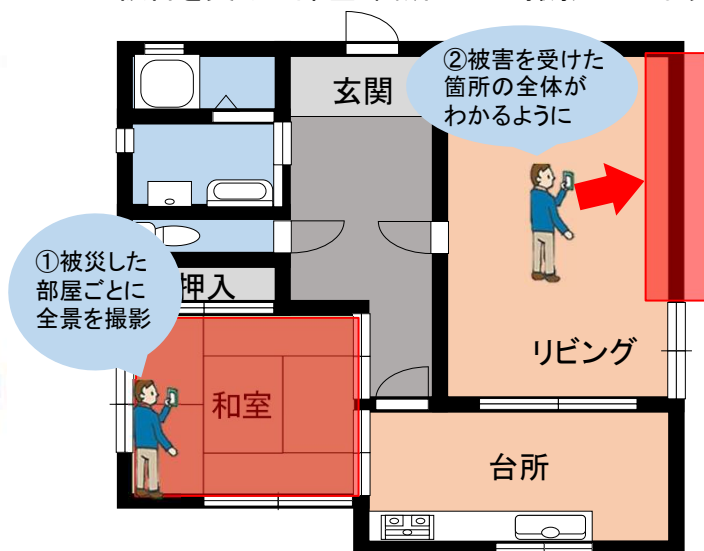
＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



～各種手続きに必要な「罹災証明書」～

表面

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける際に必要となります。

罹災証明書の交付手続

- ・ 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- ・ 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- ・ 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



調査により、住家の「損害割合」※を算出します
※原則として、住家の部位ごとに損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

【住家の被害の程度と損害割合の関係】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%台	30%台	20%台	10%台	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援策の活用

被害認定調査の概要

グレーハッチ箇所は、自治体の運用に応じて適宜修正ください。

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 水害による被害の調査には、木造・プレハブの戸建て住宅（1～2階建て）の場合※¹、外観のみの調査で内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があり、「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。
- なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※²もあります。

詳細は
裏面参照

※¹ それ以外の住宅の調査方法は、外観及び住家内部を調査し判定する「第2次調査」相当のもののみとなります。

※² 床下浸水など被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。



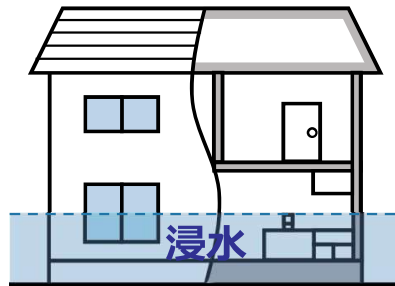
調査の種類と特徴

(水害による被害を受けた木造・プレハブ戸建て住宅（１～２階建て）の例）

第１次調査（外観目視調査）

外観の損傷や浸水深から、内部被害を含めた住家全体の被害を推定する調査方法です。

居住者の立会いがなくとも調査することが可能のため、比較的早く罹災証明書を交付することができます。



等、全９部位

浸水痕から浸水深を測定し、住家全体の被害を推定

被災者から申請があった場合、第２次調査を実施
※第１次調査をせず、第２次調査から実施する場合もあります。

第２次調査が行われた場合、第１次調査よりも詳細な調査であることから、基本的には第２次調査の判定で罹災証明書が交付されます。

各部位の損害割合を調査し、それらを合計して住家全体の被害を算出

例えば、内水氾濫により
床上0.1m以上1m未満の高さまで浸水している場合

第１次調査

下表により、外観の損傷と浸水深に応じて住家の被害が判定されます。なお、第２次調査が行われた場合、右記のとおり、各部位の具体的な被害の程度次第で、第１次調査と異なる判定結果となる場合があります。

【浸水深に応じた被害の程度】

浸水深	内水氾濫	外力が作用する場合※1
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上1m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満		半壊
床上0.1m未満	準半壊	
床下浸水	一部損壊	

【判定】 半壊

※１ 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合。

第２次調査

ケース１）浸水深が床上1m近傍で、外壁、内壁、床、建具、設備の被害が2/3程度※２の場合

【各部位の損害割合※３】

屋根	0/15	柱	0/15	天井	0/5
外壁	6/10	床	6/10	建具	10/15
基礎	0/10	内壁	6/10	設備	6/10

【住家の損害割合】 合計 【判定】 中規模半壊

34/100

ケース２）浸水深が床上0.1m近傍で、外壁、内壁、床、建具、設備の被害が1/3程度※２の場合

【各部位の損害割合※３】

屋根	0/15	柱	0/15	天井	0/5
外壁	3/10	床	3/10	建具	5/15
基礎	0/10	内壁	3/10	設備	3/10

【住家の損害割合】 合計 【判定】 準半壊

17/100

※２ 被害の大きさは、各部位の損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価されます。

※３ 損害割合とは、住家全体に占める各部位の経済的被害を表したものです。部位によって施工価格等が異なるため、同程度の被害が生じても住家の被害として評価できる程度は部位により異なります。

災害ごみの排出について

令和8年8月千葉豪雨被害により一般家庭から発生した災害ごみについては、以下のとおり収集を行います。

【対象となるごみ】

令和8年8月13日(木)の千葉豪雨による「床下・床上浸水」等の被害で一般家庭から発生した災害ごみ

※日常生活ごみや事業所から出たごみは対象外です

【排出方法】

○集積所で収集できないごみ

粗大ごみや家電リサイクル法対象品目(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)、畳などの集積所で収集できないごみは、市で収集を行います。

市による収集を希望する場合、平日 9:00～16:30 に氏名・住所・電話番号・収集を希望するものを市役所環境課きれいなまちづくり係(047-401-5429)へ連絡し、自宅の前に排出してください。

日程調整後収集に伺います。なお、収集時は立会いが必要です。

○集積所で収集できるごみ

紙類や食器など、集積所で収集できるごみは、日常生活ごみ同様、分別をしたのち、お住まいの地区の指定日に集積所へ排出してください。

【問い合わせ】

環境課 きれいなまちづくり係

電話:047-401-5429

FAX:047-492-3070

被災住宅の応急修理について

令和 8 年 8 月千葉豪雨により住宅が被災された世帯に対し、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を実施します。

○制度の概要

被災した住宅に対して、日常生活に必要最小限度の部分の応急的な修理を行うことで、引き続き元の住宅で日常生活を営むことができるようにすることを目的に、市が業者に応急的な修理を依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う制度です。

○対象者

住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊の被害認定を受けた世帯

※全壊の場合は、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。一部損壊は対象外です。

○修理期間

原則として、災害発生の日から 3 か月以内に完了

○修理の対象部位

被災した住宅の居室や台所、トイレなど日常生活に必要最小限度の部分

※現に居住している住宅が対象になるため、空き家、物置、車庫等は対象外です。

○費用の限度額

住宅の被害の程度に応じ、費用の限度額が異なります。

大規模半壊、中規模半壊または半壊	757,000 円以内(税込)
準半壊	367,000 円以内(税込)
一部損壊	対象外

※限度額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、自己負担となるため、修理業者と改めて契約していただく必要があります。

○注意事項

- ・原則、応急修理前に市に申し込みが必要ですが、既に修理業者に工事を依頼している場合は、ご相談ください。
- ・必ず「修理前の被害状況の写真」を撮影としてください。
- ・応急修理は、市から修理業者に依頼します。自分自身で修理を行った場合や自ら修理業者に直接修理を依頼し、業者に支払ってしまったものは支援の対象となりません。

【問い合わせ】

建築宅地課 建築班

電話:047-401-4675

FAX :047-492-3070

浸水した家屋周囲の消毒について

床上浸水又は床下浸水被害に遭われ、家屋周囲の消毒を希望される方へ、市職員による消毒薬散布を行います。

希望される方は、健康課までご連絡ください。

なお、市が行う消毒は、原則家屋周囲のみとなりますので、床上や床下の消毒をご希望の場合は、ご自身または専門業者に依頼するなどの対応をお願いいたします。

天候などの状況により、市が消毒対応までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【費用】 市で行う消毒の費用は、無料です。

【床上浸水された方へ】

ご自宅の消毒のため、消毒薬の配布を行っておりますので、希望される方はご連絡ください。在庫により、配布までお待ちいただく場合があります。

【ご自宅での衛生対策の注意事項】

- ・水に浸かった食品や、適切に保存できなかった食品は廃棄する。
- ・清掃後や食事前、トイレの後は石けんと流水でしっかりと手を洗う。
- ・清掃、消毒作業をする時は、ゴム手袋、長靴などを着用する。
- ・消毒薬は、使用方法・希釈倍率を守って使用する。

【問い合わせ】

健康課

電話：047-497-3495

FAX：047-492-3033

後片付けのお手伝いについて

白井市社会福祉協議会では、このたびの豪雨で被害を受けられた方に円滑な支援を行うために、8月17日(月)に白井市災害ボランティアセンターを立ち上げました。

発災初期の段階が過ぎたことから、今後、白井市災害ボランティアセンターは閉所することとなりますが、引き続き通常のボランティアセンターで後片付け等の依頼を受け付けますので、お困りの方はご連絡ください。被災された皆さまが、一日も早く平時の生活に戻れるよう、お手伝いをさせていただきます。

お申込みいただいた後、現地を確認させていただき、改めて活動日を調整いたします。ボランティア活動に係る費用は無料です。

お手伝いできる内容は、例えば次のようなことです。

- ① 水害の後片付け、汚泥洗浄、汚泥の撤去、災害ゴミの分別・運搬、排水等
- ② 室内外の整理整頓・清掃等

次のようなことは出来ません。

- ① 危険な箇所での作業、危険な作業、専門的知識・技術を要する作業
- ② 機械や重機を用いるような作業、土木・建築関係の作業等
- ③ その他、白井市社会福祉協議会が困難と判断した作業

【申し込み】社会福祉法人白井市社会福祉協議会
白井市災害ボランティアセンター



電話 : 047-492-5716
FAX : 047-492-3611

災害見舞金について

白井市に住民登録されている方が現に居住している住居において、令和 8 年 8 月千葉豪雨によって被災された場合、災害見舞金を支給します。

災害見舞金の申請受付は、9月10日から開始しますので、以下の申請手続きにより申請してください。

【災害見舞金の対象】

床上浸水 20,000円

【申請手続き】

必要書類

- ・罹災証明書
- ・災害見舞金等受給対象被害届出書
- ・銀行口座がわかるもの(通帳の写し、キャッシュカードの写し)

社会福祉課厚生係まで提出してください。

「罹災証明書」については、課税課固定資産税係に申請してください。

【問い合わせ】

社会福祉課 厚生係

電話：047-497-3482

FAX：047-497-3499

災害援護資金貸付事業(千葉縣市町村総合事務組合)

千葉県内において、災害救助法による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で、所得制限額に満たない者の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行います。

【対象となる被害】

- ・療養に要する期間が概ね 1 月以上である世帯主の負傷
- ・住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の3分の1以上である損害

【所得制限額(市町村民税における総所得金額)】

- ・1人世帯の場合…220万円 ・2人世帯の場合…430万円
- ・3人世帯の場合…620万円 ・4人世帯の場合…730万円
- ・5人以上の世帯の場合…730万円から1人増すごとに30万円を加えた額
- ・住居が滅失した場合…1,270万円

◎災害援護資金の貸付限度額(主な内容)

災害による被害の種類及び程度		貸付限度額
世帯主が、療養に要する期間が概ね1月以上の負傷した場合	世帯主の負傷	150万円
	家財価額の概ね3分の1以上の損害	250万円
	住居が半壊	270万円
	住居が全壊	350万円
上記以外の世帯主の負傷の場合又は世帯主の負傷のない場合	家財が損害	150万円
	住居が半壊	170万円
	住居が全壊	250万円
	住居の全体が滅失若しくは流失	350万円

◎主な償還条件

償還期間	10年(うち据置期間3年(5年の場合あり))
利息	保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 年1.5%(据置期間中は無利子)
償還方法	元利均等による年賦、半年賦又は月賦償還
違約金	延滞元利金につき、年5パーセント

【問い合わせ】

千葉縣市町村総合事務組合
電話:043-311-4176
FAX:043-222-0237

社会福祉課 厚生係
電話:047-497-3482
FAX:047-497-3499

下水道使用料の減免について

千葉豪雨災害により被害に遭われた方で罹災証明書が発行された方を対象に、下水道使用料を下記のとおり減免します。

【減免額について】

災害の状況	減免割合
建物が一部損壊した場合	25%
建物が半壊した場合	50%
建物が全壊した場合	100%

※減免額については、罹災証明書を基に判断します。

【減免の対象となる使用期間】

令和 8 年 8 月 13 日(木)以降に検針した下水道使用料(最大 2 調定)

※2 調定とは 4 ヶ月分(2 ヶ月に 1 回×2)

【申請期間】

令和 8 年 8 月 13 日(木)から令和 8 年 12 月 14 日(月)まで

【申請書類】

- ①下水道使用料等減免申請書(市ホームページ及び上下水道課窓口にあります。)
- ②罹災証明書の写し

【申請方法】

申請方法	詳細
白井市上下水道課窓口	白井市役所上下水道課窓口に直接提出
郵送	白井市役所上下水道課宛に申請書類を郵送 住所:白井市復 1123 宛先:白井市役所上下水道課
メール	件名を「千葉豪雨災害に伴う下水道使用料の減免申請」とし、申請書類を添付のうえ、上下水道課宛にメール メール:jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp
ファクシミリ	白井市役所上下水道課宛に申請書類をファックスした上で、電話で送信した旨を連絡

【問い合わせ】

上下水道課業務係

電話:047-401-5203

FAX:047-492-3070

国民健康保険税の減免措置について

災害により保険税の納付が困難な人は、減免の対象となる場合があります。
対象は以下のいずれかに該当する場合となります。

●世帯主又は同じ世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)が、風水害により所有する家屋、事業用資産の修復に保険金等を充当しても、なお多額の費用を要し、生活を圧迫する場合

免除・減額の条件 下表のとおり

減免割合		
前年中の総所得金額等	損害程度	
	50%以上	30%以上 50%未満
500万円以下	100%	50%
750万円以下	50%	25%
1000万円以下	25%	12.5%

当該年度分の災害発生日以後に到来する納期に係る保険税額

●世帯主の収入が、干ばつ、冷害、冷霜害等による農作物の不作その他、これに類する理由により著しく減少し、農作物等の損害額に共済金等を充当しても、前年度より減収の見込みがあり、なお生活を圧迫する場合。

免除・減額の条件 下表のとおり

前年中の総所得金額等	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	80%
550万円以下であるとき	60%
750万円以下であるとき	40%
1000万円以下であるとき	20%

当該年度の保険税額の申請日以後に到来する納期に係る額に前年中の総所得金額の合計額に占める農作物等による所得金額の割合を乗じて得た額。ただし、所得割額に係る額に限る。

【問い合わせ】

保険年金課保険税係

電話:047-401-3918

FAX:047-491-3551

災害による一部負担金の免除・減額・徴収猶予について

災害により、医療機関等の窓口で医療費を支払うのが困難な場合、免除・減額・徴収猶予の対象となる場合があります。

対象は以下のいずれかに該当する場合となります。

- 世帯主または世帯に属する被保険者が、風水害により死亡し、若しくは障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
- 世帯主または世帯に属する被保険者が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき

免除・減額・徴収猶予の条件と減免等額

免除	世帯主等の実収入月額が基準生活費※に 1000 分の 1155 を乗じた額以下である場合、一部負担金の全額を免除
減額	世帯主等の実収入月額が基準生活費※に 1000 分の 1155 を乗じた額を超え、基準生活費に 1.2 を乗じた額以下である場合、一部負担金の 2 分の 1 相当額を減額
徴収猶予	世帯主等の実収入月額が基準生活費※に 1.2 を乗じた額を超え、基準生活費に 1.3 を乗じた額以下である場合、一部負担金の徴収を猶予する。ただし、国民健康保険税に未納がない場合に限る

※基準生活費とは、生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準のうち、生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準を用いて算定した額の合計額（一時扶助に係るものを除く。）をいう。

上記の決定は、世帯主等の預貯金総額が基準生活費の 3 ヶ月以下であり、かつ当該世帯の被保険者が入院療養を受ける場合に限ります。

【期 間】 申請した月から最長 6 ヶ月

【問い合わせ】

保険年金課保険年金係

電話:047-401-3942

FAX:047-491-3551

ストーマ装具保有者への支援について

令和8年8月千葉豪雨により被災し、家屋の倒壊等によりストーマ用品の入手が困難になったストーマ保有者の方々に対し、災害発生から約1ヶ月間においてストーマ用品の無償提供を行います。

【対象者】

災害救助法適用の市町村内被災ストーマ装具保有者で、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持出しや入手が困難なストーマ装具保有者並びに入手が困難な避難所、病院等の施設等

※無条件でストーマ装具の提供を受けられる仕組みではありません。

【提供の流れ】

白井市 障害福祉課 給付係 047-497-3483 へ申込



千葉県医療機器販売業協会から、申込者へ用品の確認



被災ストーマ装具保有者へ、用品の提供

【問い合わせ】

障害福祉課 給付係

電 話：047-497-3483

F A X：047-492-3033

白井市

令和 8 年 8 月